

開 発 許 可 審 査 基 準

●関係権利者の同意（都市計画法第33条第1項第14号）

本号にいう「相当数の同意」を得ることで足りることとしているのは、許可が得られるかどうか不明の段階で全員の同意を必要とすることは、申請者に対して過大な経済的危険負担をかけるおそれがあるためである。

しかしながら、開発行為の設計上重要なポイントとなる区域の権利者の同意が得られないと、公共施設の計画を基本的に変更せざるを得ないことも予測されるので、本事務室においては全員同意を原則としている。